

副本

平成26年(ヨ)第31号, 平成27年(モ)第38号

債権者 松田 正 外8名(平成26年(ヨ)第31号は高橋秀典外4名)

債務者 関西電力株式会社

## 証 拠 説 明 書

平成27年8月28日

福井地方裁判所民事第2部 御中

債務者代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士 今 城 智 徳



弁護士 山 内 喜



明

弁護士 中 室



祐

号証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立 証 趣 旨	
乙 90	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	写し	H26. 7. 9	原子力規制委員会	設置許可基準規則 12 条 1 項にいう「安全機能の重要度」の具体的な分類は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」によるとされていること等  なお、以前提出した乙 17 は、この乙 90 の一部を抜粋したものである。
乙 91	原子力発電所の地震を起因とした確率論的安全評価実施基準：2007（抜粋）	写し	H19. 9. 30	社団法人 日本原子力学会	債務者が、ストレステストにおいて、確率論的リスク評価（PRA）の考え方に基づいて起因事象の検討を行った際に依拠した民間規格の内容
乙 92	東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合評価の実施について	写し	H23. 7. 22	原子力安全・保安院	原子力安全・保安院により各原子力事業者に対して指示されたストレステストの実施内容
乙 93 の 1	高浜発電所 3 号機ピット関連施設図面	写し	H27. 8	債務者	高浜発電所 3 号機のピット関連施設の位置や構造  なお、同発電所 4 号機のピット関連施設の位置や構造は、3 号機とほぼ同様である。
乙 93 の 2	大飯発電所 3 号機ピット関連施設図面	写し	H27. 8	債務者	大飯発電所 3 号機のピット関連施設の位置や構造  なお、同発電所 4 号機のピット関連施設の位置や構造は、3 号機とほぼ同様である。

乙 94	耐震安全性確認結果報告書	原本	H27.8.27	債務者 原子力 事業本部 原子力技術 部長 吉原健介	本件各発電所のピット関連施設が、新たに策定した基準地震動に対する耐震安全性を有していること
乙 95 の 1	アクセスルートについて（高浜 3，4 号機）	写し	H27.8	債務者	本件各発電所は、いずれも、可搬式設備の運搬等を行うためのアクセスルートを 2 つ設けていること
乙 95 の 2	アクセスルートについて（大飯 3，4 号機）	写し	H27.8	債務者	